

中国における仲裁実務の問題点

日本企業による中国投資の累積金額は、その他のアジア各国と比較しても膨大な金額であり、中国は、引き続き重要な国であることは間違いありません。その中国におけるビジネスに関する紛争解決方法としては、お互いの国の裁判所による判決を強制執行できないことから、仲裁が中心となっています。本セミナーにおいては、中国における仲裁実務の問題点を掘り下げて、より具体的に中国における仲裁を理解することを目的とします。また、その活用と諸問題について、講演とパネルディスカッションにより、経験豊富な実務家を交えて議論を行います。関係者多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

〈と き〉 2014年12月2日(火) 14:30~17:00
〈と ころ〉 大阪市中央公会堂 3階 小集会室
〈参 加 料〉 無 料
〈定 員〉 100名(先着順)
〈主 催〉 日本仲裁人協会関西支部、日本商事仲裁協会大阪事務所
〈共 催〉 大阪商工会議所

【プログラム】

第1部 講演 (14:30~15:20)
講師：高槻 史 弁護士 大江橋法律事務所
「CIETAC 上海に関する仲裁条項の問題点と実務」
講師：江口 拓哉 弁護士 森・濱田松本法律事務所
「CIETAC 仲裁の仲裁人選任手続の問題点」

小休憩 (15:20~15:30)

第2部 パネルディスカッション (15:30~17:00 質疑応答を含む)
「中国における仲裁実務の問題点」
・外国仲裁判断の中国における承認状況 ・外国仲裁と中国仲裁の比較
・仲裁手続と人民法院訴訟手続の競合 ・仲裁に基づく財産保全の実務
・中国上海・北京の人民法院による裁判の再評価の可能性

パネリスト：高槻 史 弁護士 大江橋法律事務所
江口 拓哉 弁護士 森・濱田松本法律事務所
大貫 雅晴 日本商事仲裁協会 理事・大阪事務所長
モデレーター：小林 和弘 弁護士 大江橋法律事務所

〈下記にご記入の上、FAXまたはe-mailでお申し込みください。〉

「中国における仲裁実務の問題点」セミナー参加申込書

大商

申込先：日本商事仲裁協会 大阪事務所 行

FAX: (06) 6946-8865 / e-mail: osaka@jcaa.or.jp

TEL: (06)6944-6164 担当：小川

会社・事務所名：_____ TEL: _____ FAX: _____

〒

住 所：_____ E-mail: _____

所 属 (役 職)	ふ り が な 参 加 者 名

※ ご記入頂いた情報は、当日の参加者名簿に掲載するほか、主催者からの各種連絡・情報提供以外の目的には利用しません。